

○国土交通省告示第五百四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和三年六月三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道483号新設工事（北近畿豊岡自動車道「豊岡道路」）

第3 起業地

1 収用の部分 兵庫県豊岡市佐野字閏谷及び字廣峯並びに上佐野字廣峰、字長尾谷及び字欠落

2 使用の部分 兵庫県豊岡市佐野字宮谷、字閏谷及び字廣峯並びに上佐野字廣峰、字長尾谷及び字欠落

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道483号新設工事（北近畿豊岡自動車道「豊岡道路」）」（以下「本件事業」という。）は、兵庫県豊岡市戸牧地内の豊岡インターチェンジ（仮称）から同市上佐野地内の但馬空港インターチェンジまでの延長2.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道新設工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道483号北近畿豊岡自動車道（以下「本路線」という。）は、兵庫県豊岡市を起点とし、丹波市に至る延長約70kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する兵庫県の但馬地域（豊岡市、新温泉町、香美町、養父市及び朝来市をいう。）の北部（以下「本件地域」という。）は、ハタハタやズワイガニをはじめとする水産業が盛んな地域であり、香住漁港等で水揚げされた水産物は一般国道178号、一般国道426号、一般国道312号、供用済みの本路線等を利用して主に阪神地域方面へ出荷されている。

本件区間とおおむね並行する主要幹線道路としては、一般国道312号があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は、物流等に広く利用されるとともに、豊岡市の既成市街地を通過し、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

令和2年11月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、豊岡市上佐野地内で14,674台/日であり、混雑度は1.26となっている。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の他の区間と接続し、舞鶴若狭自動車道と連絡することで、本件地域と京阪神都市部とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画決定手続において、事業施行者である起業者が、兵庫県環境影響評価に関する条例（平成9年条例第6号）に基づき、平成27年5月に大気質、騒音、振動等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、振動等については法令により定められた基準等を満足するとされており、建設機械の稼働に係る騒音等については、法令により定められた基準等を超える値が見られるものの、防音シート等の設置等により基準等を満足すると評価されていることから、起業者は本件事業の施行に当たり当該措置を講ずることとしている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和2年11月に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で上記大気質、騒音、振動等の一部項目について照査

を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、サンショウクイ、マダラコガシラミズムシ等、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ハチクマ、トノサマガエル等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズトンボ、準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ、ミクリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、サシバ及びハチクマについては営巣が確認されていることから専門家の指導助言を受け、営巣状況に応じて繁殖期を避けた施工等を実施することとしている。加えて起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が10か所存在しており、起業者は、今後、兵庫県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を新たに建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成27年6月23日に都市計画決定された都市計画と、車線数、のり面形状等を除き基本的内容について整合しているものであり、4車線の事業として都市計画決定された区域の範囲を基本に、構造形式、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施工箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域と京阪神都市部とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、豊岡市長を会長とする北近畿豊岡自動車道建設促進期成同盟会等より、高速交通ネットワークの形成による地域間の連携強化の観点などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 兵庫県豊岡市役所